山口市おでかけ見守り支援機器購入費等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の安全確保、並びに当該高齢者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るために交付するおでかけ見守り支援機器購入費等補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

 （定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）認知症高齢者等　本市に住所を有し、山口市ほっと安心ＳＯＳネットワーク事業に登録している者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア　認知症等により行方不明になるおそれのある６５歳以上の高齢者

イ　若年性認知症により行方不明になるおそれのある者

ウ　その他市長が認める者

（２）見守り支援機器　ＧＰＳ（人工衛星を利用し、測位するシステムをいう。以下同じ。）により、位置情報を定期的に発信する携帯型の端末（ＧＰＳの機能を有するスマートフォン及び携帯電話を除く。）で認知症高齢者等の安全を確保する目的としたものをいう。

（３）位置情報サービス　見守り支援機器の位置情報を任意に検索し把握することができるサービスをいう。

（補助金の交付対象等）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、位置情報サービスを利用するために見守り支援機器の購入又はレンタルに要した費用（以下「補助対象経費」という。）を負担した認知症高齢者等及び認知症高齢者等を介護する家族又は親族とする。

２　前項の補助対象経費、補助率及び上限額は、予算の範囲内で別表に定めるところによる。

３　補助金の交付の回数は、認知症高齢者等１人当たり見守り支援機器の購入又はレンタルのいずれか１回限りとする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、見守り支援機器の購入日又はレンタルを開始した日から起算して３０日以内に山口市おでかけ見守り支援機器購入費等補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）補助対象経費の支払を証する書類の写し

（２）見守り支援機器の利用に係る契約書等の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第５条　市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山口市おでかけ見守り支援機器購入費等補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）又は山口市おでかけ見守り支援機器購入費等補助金交付却下通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第６条　前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市おでかけ見守り支援機器購入費等補助金請求書（様式第４号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第７条　市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者があるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該申請者に対して、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率及び上限額 |
| 見守り支援機器の購入又はレンタル | 見守り支援機器本体及び充電器等の見守り支援機器の使用に必要不可欠な附属機器の購入費用又は初期費用 | 補助対象経費の２分の１の額（当該額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、１０，０００円を上限とする。 |